

令和5年6月

保護者様

令和5年度 服装等についてのお願い

神崎市立千代田西部小学校
校長 田中 裕子

梅雨の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、本年度の学校における服装等の規定については、下記のようになっていますので、御協力の程よろしく申し上げます。

1 服装について

(1) 本校の児童は、本校PTAが定めた標準服を着用する。



・制服の長ズボンは、通年、男女問わず着用可とする。



・昨年度より、制服のベストを用意しました。購入については任意。
制服のベストは、通年、男女問わず着用可とする。



(2) 季節ごとの服装の期間 ※あくまでも期間は目安。

▶夏服着用期間 6月1日～9月30日 (移行期間… 5月1日～5月31日)

▶冬服着用期間 10月1日～5月31日 (移行期間…10月1日～10月31日)

(※厳冬期 12月1日～2月28日)

※学校が指定する日は、上着を着用する。

(入学式や卒業式などの儀式的行事、修学旅行の時)

(3) 寒い時期の服装について

- ・制服の上着の下に着用できるものは、黒、白、紺、灰色のセーター、ベスト、カーディガン、トレーナー (フード付きは不可) とする。
- ・ハイネックの下着は、上着からはみ出るので着用しない。
- ・制服のズボンやスカートの下には、タイツやスパッツの着用をしてもよい。
- ・手袋、マフラーについては、室内では着用しない。

- ・制服の上に着るジャンパーやジャージの着用については、原則、厳冬期の登下校とする。

※制服の上に着るジャージの室内での着用や、カイロの使用が必要な場合は、連絡帳などで担任に連絡・相談する。

2 髪型について

- ・清潔感があり、前髪が目にかからない髪型にしておく。
- ・髪が肩より長い場合は、ゴム(華美でないもの：黒、紺、茶)で結ぶ。
- ・くし、ブラシは水泳の授業がない場合は、持ってこない。

3 名前札について

- ・着用している服の左胸のポケットの上に名前札を付ける。
- ・個人で買う場合には、事務室で20分休みか昼休みに児童が購入する。
(2年生以上：1枚60円 1年生110円)

4 通学用の帽子について

- ・登下校時には、PTAで定めた黄色い帽子を必ず着用する。
- ・男女問わず、キャップ・ハット どちらでも着用可とする。



5 靴・靴下について

- ・通学用靴に、スパイクシューズ、ローラーシューズは禁止する。
- ・上靴は、白のフローアシューズ(つま先の色の部分は自由)を使用する。
- ・靴下は、白、黒、紺の無地を着用する。
- ※学校が指定する日は、白色の靴下を着用する。
(入学式や卒業式などの儀式的行事、修学旅行の時)

6 体育時の服装について

- ・体育時は、必要に応じて、ジャージを着用する。



- ・指定外のジャージを着用する場合は、黒、白、紺、灰色のジャージもしくはトレーナー(フード付き不可)のみとする。また、ロゴ入りや大きなマークがあるものは着用不可とする。
- ・体操服の下は、長袖(下着を含む)を着用しない。長袖の下着を着用してきた場合は、体操服の袖から見えない長さの下着に着替える。
- ・体育時は、タイツやスパッツの着用はしない(健康衛生上のため)。タイツやスパッツを着用してきた場合は、靴下に履き替える。

学校指定の制服・ジャージの取扱店 千代田スポーツ (44-3721)